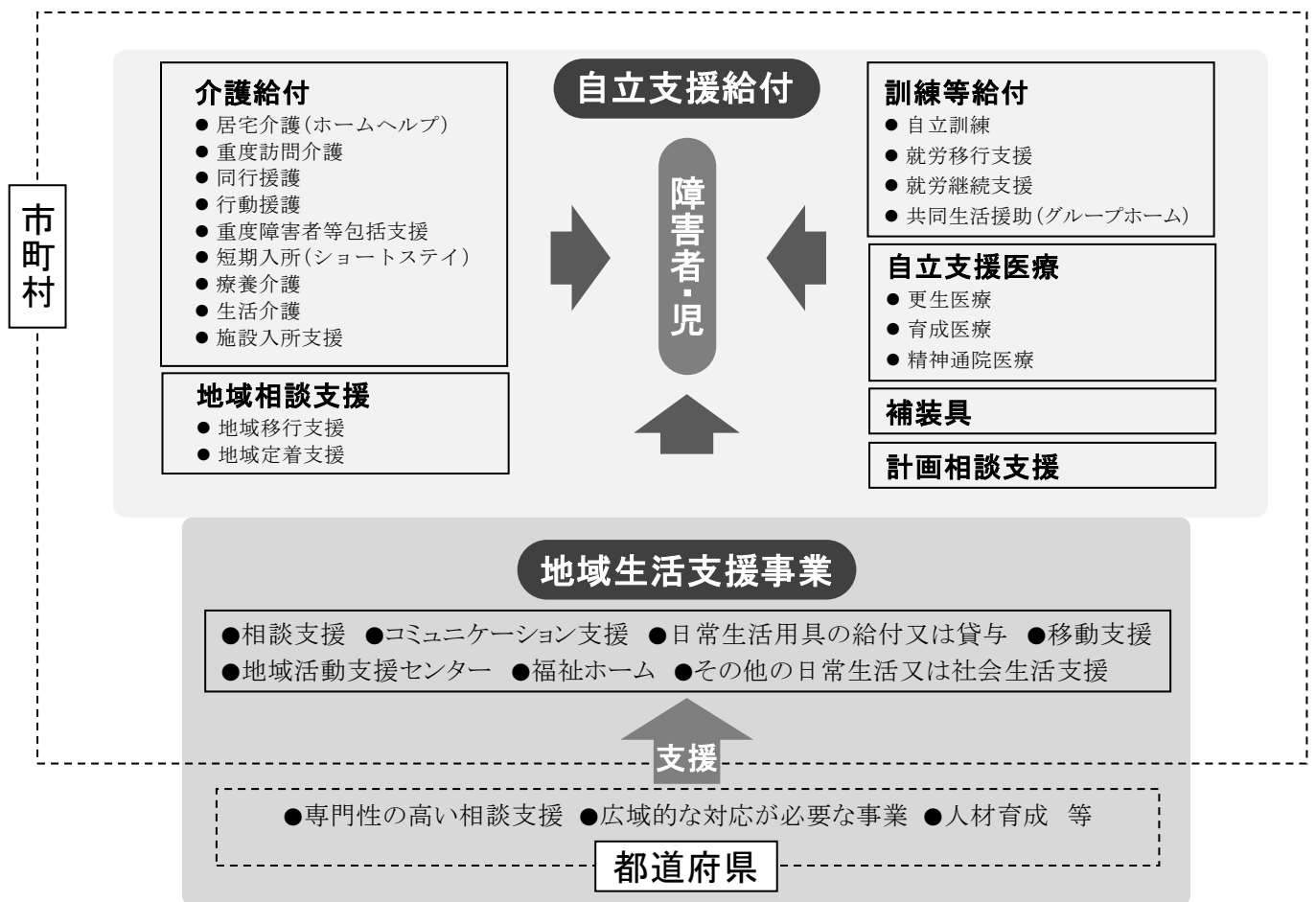


4 障害者総合支援法等のサービス概要

福祉サービスの体系 ① ② ③ ④

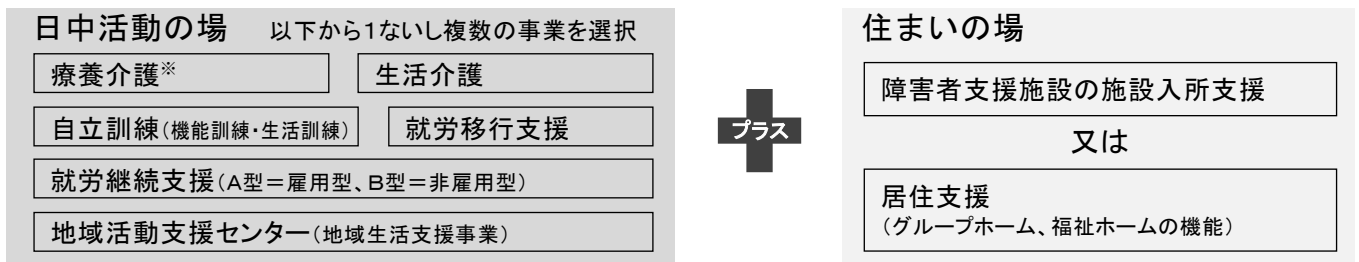
障害者総合支援法による、総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。サービスは、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」による、障害福祉サービス等の対象となっている対象疾病は以下の358疾病です。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	34	HTLV-1 関連脊髄症	66	偽性副甲状腺機能低下症
2	アイザックス症候群	35	ATR-X症候群	67	ギャロウエイ・モワト症候群
3	IgA腎症	36	<u>ADH分泌異常症</u>	68	急性壊死性脳症
4	IgG4関連疾患	37	エーラス・ダンロス症候群	69	急性網膜壊死
5	亜急性硬化性全脳炎	38	エプスタイン症候群	70	球脊髄性筋萎縮症
6	アジソン病	39	エプスタイン病	71	急速進行性糸球体腎炎
7	アッシャー症候群	40	エマヌエル症候群	72	強直性脊椎炎
8	アトピー性脊髄炎	41	遠位型ミオパチー	73	強皮症
9	アペール症候群	42	円錐角膜	74	<u>巨細胞性動脈炎</u>
10	<u>アミロイドーシス</u>	43	黄色靭帯骨化症	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
11	アラジール症候群	44	黄斑ジストロフィー	76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
12	有馬症候群	45	大田原症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
13	アルポート症候群	46	オクシピタル・ホーン症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
14	アレキサンダー病	47	オスラー病	79	筋萎縮性側索硬化症
15	アンジェルマン症候群	48	カーニー複合	80	筋型糖原病
16	アントレー・ビクスラー症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	81	筋ジストロフィー
17	イソ吉草酸血症	50	潰瘍性大腸炎	82	クッシング病
18	<u>一次性ネフローゼ症候群</u>	51	下垂体前葉機能低下症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	52	家族性地中海熱	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
20	1p36欠失症候群	53	家族性良性慢性天疱瘡	85	クルーゾン症候群
21	遺伝性自己炎症疾患	54	カナバン病	86	グルコーストランスポーター1欠損症
22	遺伝性ジストニア	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	87	グルタル酸血症1型
23	遺伝性周期性四肢麻痺	56	歌舞伎症候群	88	グルタル酸血症2型
24	遺伝性腭炎	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	89	クロウ・深瀬症候群
25	遺伝性鉄芽球性貧血	58	カルニチン回路異常症	90	クローン病
26	VATER症候群	59	<u>加齢黄斑変性</u>	91	クロンカイト・カナダ症候群
27	ウィーバー症候群	60	肝型糖原病	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
28	ウィリアムズ症候群	61	間質性膀胱炎(ハンナ型)	93	結節性硬化症
29	ウィルソン病	62	環状20番染色体症候群	94	<u>結節性多発動脈炎</u>
30	ウエスト症候群	63	関節リウマチ	95	血栓性血小板減少性紫斑病
31	ウェルナー症候群	64	完全大血管転位症	96	限局性皮質異形成
32	ウォルフラム症候群	65	眼皮膚白皮症		
33	ウルリッヒ病				

番号	疾病名
97	原発性局所多汗症
98	原発性硬化性胆管炎
99	原発性高脂血症
100	原発性側索硬化症
<u>101</u>	<u>原発性胆汁性胆管炎</u>
102	原発性免疫不全症候群
103	顕微鏡の大腸炎
<u>104</u>	<u>顕微鏡的多発血管炎</u>
105	高IgD症候群
106	好酸球性消化管疾患
<u>107</u>	<u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</u>
108	好酸球性副鼻腔炎
109	抗糸球体基底膜腎炎
110	後縦靭帯骨化症
<u>111</u>	<u>甲状腺ホルモン不応症</u>
112	拘束型心筋症
113	高チロシン血症1型
114	高チロシン血症2型
115	高チロシン血症3型
116	後天性赤芽球癆
117	広範脊柱管狭窄症
118	抗リン脂質抗体症候群
119	コケイン症候群
120	コストロ症候群
121	骨形成不全症
122	骨髄異形成症候群
123	骨髄線維症
<u>124</u>	<u>ゴナドトロピン分泌亢進症</u>
125	5p欠失症候群
126	コフィン・シリス症候群
127	コフィン・ローリー症候群
128	混合性結合組織病
129	鰓耳腎症候群
130	再生不良性貧血
131	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
132	再発性多発軟骨炎

番号	疾病名
133	左心低形成症候群
134	サルコイドーシス
135	三尖弁閉鎖症
136	三頭酵素欠損症
137	CFC症候群
138	シェーグレン症候群
139	色素性乾皮症
140	自己食空胞性ミオパチー
141	自己免疫性肝炎
<u>142</u>	<u>自己免疫性後天性凝固因子欠乏症</u>
143	自己免疫性溶血性貧血
144	四肢形成不全
145	シトステロール血症
146	シトリン欠損症
147	紫斑病性腎炎
148	脂肪萎縮症
149	若年性肺気腫
150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症
152	修正大血管転位症
153	シュワルツ・ヤンペル症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	神経細胞移動異常症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症
158	神経フェリチン症
<u>159</u>	<u>神経有棘赤血球症</u>
160	進行性核上性麻痺
<u>161</u>	<u>進行性骨化性線維異形成症</u>
162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症
164	進行性ミオクロヌステんかん
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
167	スタージ・ウェーバー症候群
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群

番号	疾病名
169	スミス・マギニス症候群
170	スモン
171	脆弱X症候群
172	脆弱X症候群関連疾患
173	正常圧水頭症
174	成人スチル病
<u>175</u>	<u>成長ホルモン分泌亢進症</u>
176	脊髄空洞症
<u>177</u>	<u>脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)</u>
178	脊髄髄膜瘤
179	脊髄性筋萎縮症
180	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
181	前眼部形成異常
182	全身型若年性特発性関節炎
183	全身性エリテマトーデス
184	先天異常症候群
185	先天性横隔膜ヘルニア
186	先天性核上性球麻痺
187	先天性気管狭窄症
<u>188</u>	<u>先天性魚鱗癬</u>
189	先天性筋無力症候群
190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
191	先天性三尖弁狭窄症
192	先天性腎性尿崩症
193	先天性赤血球形成異常性貧血
194	先天性僧帽弁狭窄症
195	先天性大脳白質形成不全症
196	先天性肺静脈狭窄症
197	先天性風疹症候群
198	先天性副腎低形成症
199	先天性副腎皮質酵素欠損症
200	先天性ミオパチー
201	先天性無痛無汗症
202	先天性葉酸吸収不全
203	前頭側頭葉変性症
204	早期ミオクロニー脳症

番号	疾病名
205	総動脈幹遺残症
206	総排泄腔遺残
207	総排泄腔外反症
208	ソトス症候群
209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
211	大脳皮質基底核変性症
212	大理石骨病
213	ダウン症候群
214	高安動脈炎
215	多系統萎縮症
216	タナトフォリック骨異形成症
217	多発血管炎性肉芽腫症
218	多発性硬化症／視神経脊髄炎
219	多発性軟骨性外骨腫症
220	多発性嚢胞腎
221	多脾症候群
222	タンジール病
223	単心室症
224	弾性線維性仮性黄色腫
225	短腸症候群
226	胆道閉鎖症
227	遅発性内リンパ水腫
228	チャージ症候群
229	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
230	中毒性表皮壊死症
231	腸管神経節細胞僅少症
232	TSH分泌亢進症
233	TNF受容体関連周期性症候群
234	低ホスファターゼ症
235	天疱瘡
236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
237	特発性拡張型心筋症
238	特発性間質性肺炎
239	特発性基底核石灰化症
240	特発性血小板減少性紫斑病

番号	疾病名
241	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
242	特発性後天性全身性無汗症
243	特発性大腿骨頭壊死症
244	特発性門脈圧亢進症
245	特発性両側性感音難聴
246	突発性難聴
247	ドラベ症候群
248	中條・西村症候群
249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
252	22q11.2欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫
254	尿素サイクル異常症
255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
257	脳髄黄色腫症
258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬
260	嚢胞性線維症
261	パーキンソン病
262	バージャー病
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
266	肺胞低換気症候群
267	バッド・キアリ症候群
268	ハンチントン病
269	汎発性特発性骨増殖症
270	PCDH19 関連症候群
271	非ケトーシス型高グリシン血症
272	肥厚性皮膚骨膜炎
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
275	肥大型心筋症

番号	疾病名
276	左肺動脈右肺動脈起始症
277	ビタミンD依存症くる病/骨軟化症
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
279	ピッカースタッフ脳幹脳炎
280	非典型溶血性尿毒症症候群
281	非特異性多発性小腸潰瘍症
282	皮膚筋炎／多発性筋炎
283	びまん性汎細気管支炎
284	肥満低換気症候群
285	表皮水疱症
286	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
287	ファイファー症候群
288	ファロー四徴症
289	ファンconi貧血
290	封入体筋炎
291	フェニルケトン尿症
292	複合カルボキシラーゼ欠損症
293	副甲状腺機能低下症
294	副腎白質ジストロフィー
295	副腎皮質刺激ホルモン不応症
296	ブラウ症候群
297	プラダー・ウィリ症候群
298	プリオン病
299	プロピオン酸血症
300	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
301	閉塞性細気管支炎
302	β-ケトチオラーゼ欠損症
303	バーチェット病
304	バスレムミオパチー
305	ヘパリン起因性血小板減少症
306	ヘモクロマトーシス
307	ペリー症候群
308	ペルーシド角膜辺縁変性症
309	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
310	片側巨脳症
311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
312	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	328	メープルシロップ尿症	344	ランドウ・クレフナー症候群
313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	329	メチルグルタコン酸尿症	345	リジン尿性蛋白不耐症
314	ポルフィリン症	330	メチルマロン酸血症	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
315	マリネスコ・シェーグレン症候群	331	メビウス症候群	347	両大血管右室起始症
316	マルファン症候群	332	メンケス病	348	リンパ管腫症/ゴーハム病
317	<u>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</u> <u>／多巣性運動ニューロパチー</u>	333	網膜色素変性症	349	<u>リンパ脈管筋腫症</u>
318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	334	もやもや病	350	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
319	慢性再発性多発性骨髄炎	335	モワット・ウイルソン症候群	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群
320	慢性膀胱炎	336	薬剤性過敏症症候群	352	レーベル遺伝性視神経症
321	慢性特発性偽性腸閉塞症	337	ヤング・シンプソン症候群	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
322	ミオクロニー欠伸てんかん	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	355	レット症候群
324	ミトコンドリア病	340	4p欠失症候群	356	レノックス・ガストー症候群
325	無虹彩症	341	<u>ライソゾーム病</u>	357	ロスムンド・トムソン症候群
326	無脾症候群	342	ラスマッセン脳炎	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	無βリポタンパク血症	343	ランゲルハンス細胞組織球症		

○下線が引いてある疾病は、過去に疾病名の変更があったものです。

■対象外となった疾病について

法改正等により、障害者総合支援法の対象外となった疾病についても、それ以前に障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具・及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

障害福祉サービス (身) (知) (精) (難)

「障害福祉サービス」には、介護の支援である「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際の手続きが異なります。(30頁参照)

利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー(7頁)にご相談ください。

※介護保険の対象者は、介護保険サービスが優先的に適用されます。

※障害福祉サービスを利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。(29頁参照)

種 類		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分1以上(障害児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	重度訪問介護	<p>内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分4以上であつて、下記のいずれかに該当する者</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であつて、適切な支援についてアセスメントやサービス利用計画の作成等された者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	同行援護	<p>内 容 外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。</p> <p>対 象 者 独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障害があり、移動に著しい困難を有する者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	行動援護	<p>内 容 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等が行動する際に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分3以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>

種 類		内 容
介 護 給 付	重度障害者等 包括支援	<p>内 容 ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者</p> <p>① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者</p> <p>② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障害者</p> <p>③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	短期入所 （ショートステイ）	<p>内 容 家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。</p> <p>対 象 者 在宅の障害者で、障害支援区分1以上か、在宅の障害児で、障害児短期入所区分1以上の者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	療養介護	<p>内 容 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。</p> <p>対 象 者 ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者</p> <p>② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者 等</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 医療保険の医療費、入院時食事療養費の負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。</p>
	生活介護	<p>内 容 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p> <p>対 象 者 障害者（障害支援区分が一定以上である者）</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	施設入所支援	<p>内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対 象 者 障害者（原則として、障害支援区分が一定以上である者）</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 食費、光熱水費等の利用者負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。</p>

種 類		内 容
訓 練 等 給 付	自立訓練	<p>内 容 〈機能訓練・生活訓練〉 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈宿泊型自立訓練〉 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。</p> <p>対 象 者 機能訓練は身体障害者と難病等対象者 生活訓練、宿泊型自立訓練は知的障害者と精神障害者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	就労移行支援	<p>内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>対 象 者 障害者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	就労継続支援	<p>内 容 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈A型（雇用型）〉 通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。 〈B型（非雇用型）〉 就労経験のある方等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。</p> <p>対 象 者 障害者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	共同生活援助 (グループホーム)	<p>内 容 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。</p> <p>対 象 者 障害者</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。 ※ ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。 ※ 共同生活援助で提供する支援については、「基本サービス（日常生活上の援助、個別支援計画の作成等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造となり、介護サービスの提供方法によって、次の2種類の形態に分類されます。 ① 介護サービス包括型…旧共同生活介護（ケアホーム）と同様に、事業者が生活支援員を配置し、自ら介護サービスを行う形態です。 ② 外部サービス利用型…事業者は基本サービスのみを行い、介護サービスについては、外部の居宅介護事業者に委託する形態です。</p>

* 短期入所（ショートステイ）、療育介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所については、124頁～131頁を、共同生活援助の事業所については、132頁～134頁をご覧ください。

地域相談支援事業 (身) (知) (精) (難)

障害者が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行（地域移行）や地域生活を継続（地域定着）するための支援を行います。利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）にご相談ください。

※地域相談支援を利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。（29頁参照）

種 類	内 容
地域移行支援	<p>内 容 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。</p> <p>対 象 者 ①障害者支援施設や療養介護施設に入所している者 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院等に入所している障害者</p> <p>利用者負担 ありません。</p>
地域定着支援	<p>内 容 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。</p> <p>対 象 者 ①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない者 ②居宅において家族が同居している障害者であっても当該家族が障害・疾病等のため緊急時の支援が見込めない者（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した者など、地域生活が不安定な者を含む）</p> <p>利用者負担 ありません。</p>

計画相談支援

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用を、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、サービスの支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を行い、サービスを利用する計画を作成します。

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の新規・更新の支給決定にあたっては、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の提出が必要となりますので、相談支援事業所（118頁～119頁参照）に作成を依頼し、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）に提出が必要です。

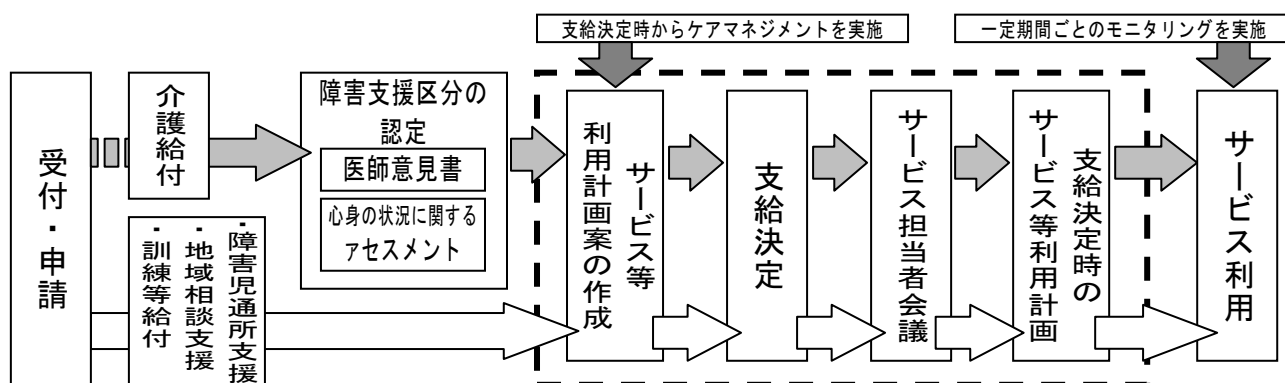
＜サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案とは＞

市が指定する相談支援事業者が作成するもので、サービス利用者を支援するための中心的なトータルプランです。相談支援事業者との契約が必要となりますが、利用者負担はありません。

（相談支援事業所については118頁～119頁をご覧ください。）

種 類	内 容	
計画相談支援	内 容	障害福祉サービス等の新規・更新の支給決定に際して、障害者の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
	対 象 者	障害福祉サービス及び地域相談支援利用者
	利用者負担	ありません。
障害児相談支援	内 容	障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害児の心身の状況等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
	対 象 者	障害児通所支援利用の児童
	利用者負担	ありません。

サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）



※サービス等利用計画は、障害児の場合は障害児支援利用計画となります。

＜セルフプラン＞

相談支援事業所が見つからない場合や本人が希望する場合には、例外的に、本人や家族等が作成する「セルフプラン」によってサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案に代えることも可能となっています。

利用の手続き

■障害福祉サービス利用開始までの流れ

サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

障害者の心身の状況（障害支援区分）

サービスの利用意向

を把握し、サービス等利用計画（案）を参考に支給決定を行います。

社会活動や介護者、居住等の状況

訓練・就労に関する評価

障害福祉サービスの利用相談 [各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー]

利 用 申 請

介 護 給 付

訓練等給付・地域相談支援

心身の状況に関するアセスメント

・障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害支援区分の一次判定

医師意見書

二次判定(審査会)

審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

障害支援区分※の認定

介護給付では区分1～6の認定が行われます

サービス等利用計画案※の作成

(利用者は、特定相談支援事業者(118頁～119頁)に作成を依頼し、申請窓口に提出します。)

必要に応じ、審査会の意見聴取

暫定支給決定

訓練・就労評価項目

個別支援計画

一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認
②サービスが適切かどうかを確認
評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます

支 給 決 定

利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、利用者負担上限が決定され、受給者証が発行されます

サービス等利用計画※の提出

サービス利用開始

※難病の方は利用申請時に病名を証明するものが必要です。

※サービス等利用計画案の詳細については、29頁の計画相談支援をご覧ください。

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施します。なお、対象者、利用者負担、事業内容の詳細については、表中の掲載頁を参照に、各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーにお尋ねください。

北九州市における地域生活支援事業

事業名		内容	掲載頁
相談支援	相談支援事業	障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などの必要な支援を行います。	7 頁
	居住サポート等事業	一般賃貸住宅への入居の支援や、入居後の地域生活を行うための支援の調整などを行います。	91 頁
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の市長申立てに関する支援及び費用助成	69 頁
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者や要約筆記者等を派遣。	61 頁
日常生活用具給付等事業		障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	48 頁
※移動支援事業		余暇活動等の社会参加のための外出の際に、月 5 4 時間を上限に（ガイド）ヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。	93 頁
地域活動支援センター		障害者が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費を助成します。	135 頁
その他事業	※訪問入浴サービス事業	移動入浴車が対象者を訪問し、週 1 回 [5 月～10 月は週 2 回] まで看護師及び介護職員が入浴サービスを行います。	60 頁
	福祉ホーム	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害者の地域生活をサポートします。	135 頁
	※日中一時支援事業（日帰りショート事業）	障害者支援施設等で障害者（児）の日中活動の場を確保し、障害者（児）の家族の介護負担の軽減を図ります。	59 頁
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害者の体力増強や交流、余暇等の充実と、障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。	107、109 頁
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	① 視覚障害者の生活の質の向上や、社会参加を促進するために、歩行訓練、コミュニケーション訓練、身辺・家事管理など日常生活に必要な訓練等を行います。 ② 視覚障害の特性や援助方法などについて研修を行います。	58 頁

※印が付いている事業と障害福祉サービス 25 頁を利用する場合、利用者負担額は障害福祉サービスと合算され、一つの負担上限月額が適用されます。

種 類		内 容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 センター	内 容 児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
		対 象 者 就学前の障害児 窓 口 子ども総合センター（9頁） 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	児童発達支援 事業	内 容 児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 ※ 児童発達支援センターより小規模な事業所です。
		対 象 者 就学前の障害児 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
放課後等 デイサービス	内 容 授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。	
	対 象 者 就学している障害児 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）	
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等訪問支援	内 容 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
		対 象 者 集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など）に通う障害児
		窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
障 害 児 入 所 支 援	障害児入所施設	内 容 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や支援、介護及び治療などを行います。
対 象 者 在宅生活が困難である障害児		
窓 口 子ども総合センター（9頁）		

※児童発達支援センターの利用については、子ども総合センターに相談後、各区役所高齢者・障害者相談コーナーで手続きが必要です。

※障害児通所支援を利用する場合には、「障害児支援利用計画」が必要です。（29頁参照）

- 利用者負担：① 保護者の所得に応じて負担上限月額が設定されます。
 ② 就学前の兄弟がいるご家庭では、負担上限額が軽減される場合があります。
 ③ 障害児入所施設を利用する場合は、食費・光熱水費等の利用者負担があります。
 ただし、保護者の所得に応じて軽減措置があります。

* 障害児の施設や事業所については、120頁～123頁をご覧ください。